〇総務省令第五十九号

国家公務員 \mathcal{O} 退職給付 の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律 平

成二十四年法律第九十六号) 及び国家公務員退職 手当法施 行令の一部を改正する政令 (平成二十五年政 令第

百五十八号) の施行に伴 V. 失業者の退職手当支給規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月二十四日

総務大臣 新藤 義孝

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する省令

失業者の の退職手当支給規則 (昭 和 五十年総理府令第十四号) の一部を次のように改正する。

第三条中「各省各庁の長等又はその委任を受けた者」を「法第八条の二第一項に規定する各省各庁の長等

に改める。

第四条中「第九条の五」を「第九条の九」に改める。

第六条の二第一号、第二号及び第六号を次のように改める。

一 法第五条第一項第二号に規定する者

二 法第八条の二第五項に規定する認定を受けて同条第八項第三号に規定する退職すべき期日に退職し

た 者

六 施行令第三条各号(第一号及び第二号を除く。)に掲げる者

別記様式第一(別紙)を次のように改める。

①退職事由 【退職事由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合が有り、適正に記入してください。】			
	退職者記載欄	退職の事由	※ 公共職業安 定所記載欄
	 	1 定年又は任期満了によるもの (1) 定年による退職(定年 歳) (2) 任期満了による退職	
	 	2 所属庁等の長からの働きかけ等によるもの (1) 懲戒免職等処分 (2) 国家公務員法第76条の規定による失職(同法第38条第1号に該当する場合に限る。) 又はこれに準ずる退職	
	 	(3) 国家公務員法第76条の規定による失職(同法第38条第1号に該当する場合を除く。) 又はこれに準ずる退職	
	! !	(4) 国家公務員法第78条第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分	
	! ! ! ! !	(5) 国家公務員法第78条第1号又は第3号の規定による免職若しくはこれに準ずる処分 (6) 国家公務員法第78条第4号 (裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。)、	
	! ! ! !	自衛隊法第42条第4号又は国会職員法第11条第1項第4号の規定による免職の処分 (7) 国家公務員退職手当法第8条の2第5項に規定する認定を受けて同条第8項第3号に 規定する退職すべき期日に退職	
	1 	(8) 国家公務員退職手当法施行令第3条各号(第1号中任期を終えて退職した者に係る部分及び第2号を除く。)に掲げる者	
	 	3 公務上の傷病による退職	
		4 職員の個人的な事情に起因する退職 (1) 職務に耐えられない体調不良、けが等があつたため (2) 妊娠、出産、育児等を行う必要があつたため (3) 家庭の事情の急変 (父母の扶養、親族の介護等) があつたため (4) 配偶者等との別居生活が継続困難となつたため (5) 転居により通勤困難となつたため (新住所:) (6) その他 (具体的に)	
		5 その他(1-4のいずれにも該当しない場合)	
		具体的事情記載欄(所属庁等の長用)	

ļ

(施行期日)

1

この省令は、 国家公務員の退職給付の給付水準の見直 し等のための国家公務員退職手当法等の一 部を改

正する法律 附 則第一条第五号に · 掲 げ る規定 の施行の日 平 成二十五年十一 月一 日。 以 下 「施行日」という

から施行する。 ただし、 第三条及び第四条の改正規定は、平成二十五年六月一 日から施行する。

(施行) 日前に退職した者が改正前の第六条の二第一号等に掲げる者に該当する場合の経過措置)

2 施行 日前 に . 退 職 した者がこの省令による改正前の 第六条の二第一号、 第二号又は第六号に掲げる者に該

当する場合には、 この省令による改正 後の第六条の二に規定する法第十条第一 項に規定する総務省令で定

める者とみなす。

(施行) 日前に退職した者に係る国家公務員退職票に関する経過措置

施 行 日 前 に . 退 職 した者に交付する国家公務員退職票については、 この省令による改正前 の別記様式第一

によるものとする。

3